

津山工業高等専門学校生命倫理審査規程

平成25年 2月20日
規程第 1号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員が行うヒト及び動物（哺乳類、鳥類及び爬虫類）に関する研究に対し、ヘルシンキ宣言及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文科省告示71号）の主旨に沿って、倫理的配慮を図ることを目的とする。

(審査対象)

第2条 この規程による審査の対象は、本校におけるヒト及び動物（哺乳類、鳥類及び爬虫類）に関する研究の実施に対して、倫理的配慮と個人情報及び実験動物の取扱いの適正を対象とする。

(審査)

第3条 審査を申請しようとする者は、様式1による申請書に必要事項を記入し、校長に提出しなければならない。また、研究期間が、複数年の場合であっても、年度ごとに申請書を提出しなければならない。ただし、その場合の2年目以降あるいは同一申請者の類似研究の場合は、審査の種類を「継続」として、研究方法や倫理的配慮の変更点についてのみ記載し申請することができる。

- 2 研究方法や倫理的配慮に関する申請内容が年度途中で大幅に変更される場合は、速やかに再審査を受けなければならない。
- 3 他の機関との共同研究については、既に当該機関の審査委員会において承認されているものは、様式2の証明書又は議事録を様式1に添付し申請することにより、審査を省略することができる。

(審査の実施)

第4条 審査は、前条に基づく申請のあった場合及び校長が必要と認めた場合、本校の経営戦略会議で行う。

- 2 研究遂行者は、審議に加わることができない。
- 3 経営戦略会議は、審議をするにあたって、申請者から申請内容等の説明を受け、また必要に応じて外部有識者の意見を徴することができる。

(審査の判定)

第5条 審査の判定は、次の各号に掲げる表示による。

- (1) 承認
- (2) 不承認
- (3) 非該当
- (4) 継続審議

(審議内容及び審査結果の取扱い)

第6条 審議内容については議事要旨を作成し、経営戦略会議及び校長の承認を得た上で原則として公開する。

2 審査結果については、審査終了後速やかに公表する。

(判定の通知)

第7条 校長は、経営戦略会議の判定を申請者に速やかに通知しなければならない。

2 前項の通知をするにあたっては、審査の判定が、第5条第2号及び第3号である場合には、その理由等を記載しなければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

4 審査の種類

新規 継続 (どちらか削除)

5 概要

(1) 目的

(2) 実験対象と方法 (安全性に対する配慮と動物の取扱いも含む)

(3) 実施場所と実施機関

6 倫理的配慮について（ヒトを対象とする研究の場合）

（1）個人情報の取り扱いについて

（2）被験者の利益と不利益

（3）被験者への研究内容の説明と同意を得る方法（被験者が未成年の場合は保護者の同意も必要である。研究内容の説明書と同意書があれば簡素化できる。）

7 その他 特記事項

様式 2

津山工業高等専門学校長 殿

以下の研究テーマは、本組織における（ ）委員会において
審査を行い承認を得たことを証明する。

承認年月日： 平成 年 月 日

研究テーマ：

申請代表者名：

機関名：

印